

福祉のひろば

シルバー人材センター
生徒募集

学習教室

対 小学校 3 年生～中学生
料 小学生＝7,500円、中学生＝10,000円（月 8 回分。初回テキスト代等別途3,200円）

英会話教室（入門～中級クラス）

料 4,500円（月 4 回分。別途初回テキスト代等2,300円）
他 英検・TOEIC対応講座有り

子ども英語教室

対 小学生
料 3,200円（月 3 回分。別途初回テキスト代等3,500円）

囲碁教室（初級～有段クラス）

料 2,900円（月 4 回分）
— ◇ 共 通 ◇ —
他 日時や会場等詳細は、シルバー人

材センターホームページをご覧ください
同センター（☎0422-27-7117）

地域福祉ファシリテーター
養成講座

地域におけるボランティア活動の役割や課題をルーテル学院大学の先生が分かりやすく教えます。
期 9月25日、10月9日、16日、23日、30日、11月20日、27日、12月4日、11日、令和8年1月8日、15日いずれも木曜日午後1時20分～4時20分（全11回）
※このほか、フィールドワーク（1回程度）と自由参加プログラム（2回程度）があります
所 ルーテル学院大学（三鷹市）
対 市内在住・在勤・在学の方
定 15人（申込順）
申 8月15日～9月5日に、申込フォーム、電話または直接、福祉総合相談窓口（社会福祉協議会内 ☎042-386-0295）へ

講演会－難病の方の地域生活を支える

「ICTを活用したコミュニケーション支援」をテーマにした講演会です。ICT機器体験も予定しています。
期 9月24日(水)午後6時～7時30分
所 前原暫定集会施設
講 仁科恵美子さん（NPO 法人 ICT救助隊）ほか
定 30人（申込順）

申 8月15日～9月19日に、申込フォームで
同 障害者地域自立生活支援センター（障害者福祉センター 1 階 ☎042-381-8811＝午前9時～午後7時。土曜日は午後5時まで。日曜・祝日を除く。FAX042-383-8488）



都では、重度の心身障がいのある方を対象に、医療費の一部を助成しています。
受給者のうち、資格要件を満たす方には、9月1日から使用する新しい受給者証を8月下旬に郵送します。また、所得制限基準額を超えた等の理由で更新できない方には、その理由を記した助成事由消滅通知書を郵送します。

【新規に申請する方】
次のすべての要件に該当する方は、申請により新たに受給することができます。
▷小金井市に住民登録している65歳未満の方（一部特例有り）
▷国民健康保険など、いずれかの健康保険に加入している方
▷身体障害者手帳1・2級（内部障がいの場合は3級まで）、愛の手帳1・2度、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかを取得している方※内部障がいとは、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓、ヒト免疫不全ウイル

スによる免疫の障がいです
▷申請者本人の所得（令和6年中）が、下表の所得制限基準額以下の方。ただし、20歳未満の方は、その方が加入している健康保険の被保険者（国民健康保険では世帯主）の所得が基準額以下の方
他 ▷加入している健康保険が変わ

ったときは、必ず届け出をしてください
▷転出・死亡等で資格を失った方の受給者証は、必ず返却してください
同 自立生活支援課障害福祉係（市役所第二庁舎2階 ☎042-387-9842）

令和7年度所得制限基準額（令和6年中の所得）				
扶養親族等の数	0人	1人	2人	3人
基準額	3,661,000円	4,041,000円	4,421,000円	4,801,000円

※所得制限基準額は所得額から各種控除を差し引いた額になります。なお、控除額は所得税、市・都民税等の控除額と若干異なります

ボランティア入門講座
ボランティアを始めよう

期 8月29日(金)午前10時～11時30分
所 社会福祉協議会
対 市内在住・在勤・在学の方
定 30人
申 申込フォーム、電話またはEメールで小金井ボランティア・市民活動センター（☎042-387-0011✉vc-koganei@circus.ocn.ne.jp）へ

療法的音楽ボランティア
養成講座（実践編）

高齢者と交流する音楽ボランティア養成講座です。楽器演奏ができなくても参加できます。
期 9月22日(月)、29日(月)、10月6日(月)、16日(木)午前10時～正午（16日のみ午後2時～4時）※全4回
所 社会福祉協議会
講 奥山京子さん（音楽療法士）
対 市内在住・在勤・在学の方
定 20人（申込順）

高齢者食事支援サービス事業
10月から配食サービス費用の一部を軽減します

栄養バランスの整った食事の提供や安否の確認を目的とした配食サービスにかかる費用の一部を市が負担します。
要支援1～要介護2の方は週3食、要介護3～5の方は週6食を上限に利用できます。詳しくはお問い合わせください。
■負担軽減額▷市民税課税世帯の方＝100円
▷市民税非課税世帯の方＝400円
対 市内に住所を有する65歳以上の在宅の方で、次のすべてに該当す

る方
▷要支援または要介護と認定された方
▷日常の買い物、炊事等に支障または困難がある方
▷ひとり暮らしの方または、高齢者のみの世帯で同居の家族が病気等の理由により食事の調達が困難な方
■申込書配布場所等 9月1日から、介護福祉課、市ホームページで
同 介護福祉課高齢福祉係（☎042-387-9843）

心身障害者医療費助成制度－9月に障受給者証が更新